

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

岩手県医療局長 佐々木 信

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 企業職員（臨時又は非常勤の企業職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の給与については、次項から第5項までに定めるものを除き、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の適用を受ける職員及び技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第3項の規定により育児休業の承認を受けた職員、同法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）<u>及び医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）</u>第17条の4第1項の規定により部分休業の承認を受けた職員の給与等については、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号）の適用を受ける職員の例による。</p> <p>4 <u>医療局企業職員就業規則第17条の14第1項の規定により同項に規定する修学部分休業の承認を受けた職員の給与等については、職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号）の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 企業職員（臨時又は非常勤の企業職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の給与については、次項から第6項までに定めるものを除き、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の適用を受ける職員及び技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第3項の規定により育児休業の承認を受けた職員、同法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務<u>及び医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号。以下「就業規則」という。）</u>第17条の3の2第1項の規定により同項に規定する医師等に係る育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）<u>並びに就業規則第17条の4第1項の規定により同項に規定する部分休業の承認を受けた職員及び就業規則第17条の4の2第1項の規定により同項に規定する医師等に係る部分休業の承認を受けた職員</u>の給与等については、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号）の適用を受ける職員の例による。</p> <p>4 <u>就業規則第17条の14第1項の規定により同項に規定する修学部分休業の承認を受けた職員の給与等については、職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号）の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 <u>職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年岩手県条例第13号）第2条の規定により地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与等については、同条例の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p>7 [略]</p>

別表第2（第3条関係）

1 [略]

2 医療職給料表(1)に定める職務区分表

区分	1 級	2 級	3 級	4 級
病院等	[略]	副院長	[略]	[略]
		科長	統括副院長	統括副院長
		室長	副院長	副院長
		科医長	救命救急セ	救命救急セ
		地域診療セ	ンター長	ンター長
		ンター長	部長	部長
		副地域診療	[略]	室長
		センター長		理事
	[略]		[略]	

[略]

3 医療職給料表(2)に定める職務区分表

区分	[略]	3 級	4 級	5 級	[略]
本庁	[略]				
病院等	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		リハビリ	リハビリ	臨床検査	
		テーショ	テーショ	技師長（	
		ン技師長	ン技師長	宮古、大	
		[略]	[略]	船渡、胆	
			沢、中部		
			、久慈、		
			遠野、磐		
			井、南光		
			、釜石、		
			江刺、二		
			戸、千厩		
			、軽米及		
			び一戸に		
			限る。）		
			室長（中		
			央に限る		
			。）		

別表第2（第3条関係）

1 [略]

2 医療職給料表(1)に定める職務区分表

区分	1 級	2 級	3 級	4 級
病院等	[略]		[略]	[略]
		科長	統括副院長	統括副院長
			救命救急セ	救命救急セ
		科医長	ンター長	ンター長
			副院長	副院長
			部長	部長
		副地域診療	[略]	
		センター長		理事
	[略]		[略]	

[略]

3 医療職給料表(2)に定める職務区分表

区分	[略]	3 級	4 級	5 級	[略]
本庁	[略]				
病院等	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		リハビリ	リハビリ	臨床検査	
		テーショ	テーショ	技師長（	
		ン技師長	ン技師長	宮古、大	
		(中央を	(中央を	船渡、胆	
	除く。)	除く。)	沢、中部		
	[略]	[略]	、久慈、		
			遠野、磐		
			井、南光		
			、釜石、		
			江刺、二		
			戸、千厩		
			、軽米及		
			び一戸に		
			限る。）		
			リハビリ		
			テーショ		
			ン技師長		
			(中央に		
			限る。)		
			室長（中		
			央に限る		
			。）		

[略]

[略]

4 医療職給料表(3)に定める職務区分表

区 分	[略]	3 級	4 級	[略]
本庁	[略]			
病院等	[略]	副総看護師 長（高田、 <u>沼宮内</u> 、東 和、大東、 大槌及び山 田に限る。 ） [略]	副総看護師 長（高田、 <u>沼宮内</u> 、東 和、大東、 大槌及び山 田に限る。 ） [略]	[略]

[略]

[略]

[略]

4 医療職給料表(3)に定める職務区分表

区 分	[略]	3 級	4 級	[略]
本庁	[略]			
病院等	[略]	副総看護師 長（高田、 東和、大東 、大槌及び 山田に限る 。） [略]	副総看護師 長（高田、 東和、大東 、大槌及び 山田に限る 。） [略]	[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。